

議案第 11 号

木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年条例第 19 号）の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 15 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例

木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(令和2年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第11項」を「第141条第8項、第142条第11項」に改める。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「100,000円」に、「ポスター掲示場の数の範囲内」を「ポスター掲示場の数（ただし、ポスター掲示場の数が40を下回る場合は40とする。）の範囲内」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木古内町議会議員及び木古内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。